

## 令和2年総務企画委員会会議録

1. 招集年月日 令和2年6月12日
2. 招集の場所 可児市役所5階全員協議会室
3. 開 会 令和2年6月12日 午前8時58分 委員長宣告

### 4. 審査事項

#### 1. 付託案件

- 議案第39号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第40号 可児市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第42号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

#### 2. 事前質疑

- (1) 可茂公設地方卸売市場について

#### 3. 報告事項

- (1) 緊急経済対策の進捗状況について
- (2) 第2期可児市総合戦略(案)について
- (3) 地方創生推進交付金事業の結果について
- (4) 明智光秀公ブロンズ像建立への寄附金の状況について
- (5) 国道41号線土田防災事業に係る土田財産区所有地の処分について
- (6) 住宅造成事業に係る二野財産区所有地の処分について
- (7) 可児市国土強靱化地域計画の策定について
- (8) 可児市避難所運営マニュアル指針「新型コロナウイルス感染症対策編」の策定について

#### 4. 協議事項

- (1) 次期委員会への引き継ぎ事項について

### 5. 出席委員 (7名)

委員長	大平伸二	副委員長	勝野正規
委員	林則夫	委員	山根一男
委員	天羽良明	委員	山田喜弘
委員	板津博之		

### 6. 欠席委員 なし

### 7. 説明のため出席した者の職氏名

企画部長	酒向博英	総務部長	田上元一
観光経済部長	高井美樹	総合政策課長	渡辺勝彦

特別定額給付金室長 服 部 賢 介  
税 務 課 長 長 瀬 繁 生  
市 民 課 長 若 尾 真 理  
防災安全課長 中 井 克 裕

産業振興課長 河 地 直 樹  
収 納 課 長 後 藤 道 広  
管財検査課長 池 村 一 郎

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 宮 崎 卓 也  
議会事務局  
書 記 松 倉 良 典

議会総務課長 梅 田 浩 二  
議会事務局  
書 記 土 屋 晃 太郎

○委員長（大平伸二君） おはようございます。定刻前ですが皆さんおそろいなので、開会をしていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、市執行部の出席については、必要最小限にとどめておりますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから総務企画委員会を開会します。

これより議事に入ります。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからマイクのスイッチを押して発言をお願いします。

初めに議案第39号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○税務課長（長瀬繁生君） おはようございます。

では、議案第39号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明をさせていただきます。

資料番号1. 議案の2ページからと、資料番号4. 提出議案説明書の1ページとなります。また、別途改正の主な概要をまとめたものを資料として配付させていただいておりますので、御覧ください。説明のほうは、別添A4の資料に沿って御説明をさせていただきます。

今回の市税条例の一部改正は、全て令和2年度税制改正に伴い改正するものでございます。それでは、内容について御説明をさせていただきます。

最初に、市民税・個人関係です。

第12条、個人の市民税の非課税の範囲、第19条の3、所得控除については、離別・死別に対して寡婦控除や所得控除が制限されておりましたが、それに限らず全てのひとり親家庭の子供に対して公平にするため、非課税措置の範囲や所得税控除にひとり親を追加するものでございます。

次に、付則第20条、長期譲渡所得に係る個人市民税の課税の特例の一部を改正するものでございます。個人が都市計画区域内にある低未利用地を譲渡した場合に、適用条件がございますけれども、長期譲渡所得から100万円を控除するものでございます。条件としましては、都市計画区域内であること。その土地を取得後、譲渡する年の1月1日において所有期間が5年を超えていること。譲渡価格が500万円以下であること。仮に建物があれば、それを含んでおります。譲渡相手が親族等の関係者以外であることなどでございます。

なお、この適用は、令和2年7月1日から令和4年12月31日までに譲渡を行った場合に適用されます。

次の付則第21条、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税特例の一部改正です。

付則第20条で追加された低未利用地の譲渡特例を選択した場合には、この付則に規定する

優良住宅地等のための譲渡等には該当しないものとみなされます。

次の付則第28条、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金控除額の特例でございます。

令和2年2月1日から令和3年1月31日に国内で開催予定であった文化・スポーツのイベントが、新型コロナウイルス感染症により中止となったチケットの払戻しを行わないことで寄附金控除を受けるものでございます。

イベント主催者が文化庁に指定申請をし、対象事業と指定されたイベントが対象となり、チケットを購入した個人が払戻しを行わず、確定申告等で寄附金控除をすることで税額控除が受けられます。ただし、チケット代金の40%分の控除となります。

次の付則第29条、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金特別控除の特例です。

法律改正に合わせて改正するものですが、住宅借入金控除の特例を、令和15年度となっているものを令和16年度まで1年間延長するものでございます。

ここまでは、全て施行日は令和3年1月1日となります。

次に、固定資産税・都市計画税関係です。

所有者不明土地等に係る固定資産税への対応です。

第51条の3は、土地の所有者として登記または登録されている個人が死亡している場合に、現に所有している者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができるようにするものです。資料は裏面となります。

第52条は、固定資産税に係る不申告に関する過料についてです。

固定資産の前条に規定する現所有者が申告すべき事項について、正当な理由もなく申告しない場合に10万円以下の過料を科すというものでございます。

次は、新型コロナウイルス感染症関連の対応に関する改正となります。

付則第10条の2は、令和3年3月31日までに取得等をした生産性向上特別措置法に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物に対して課する固定資産税の課税標準の特定割合をゼロとするものです。

施行日は、公布日となります。

次に、軽自動車税関係です。

こちらにも新型コロナウイルス感染症による対応に関する改正となります。

付則第16条の2、軽自動車税の環境性能割の軽減措置を現在令和2年9月30日となっておりますが、これを6か月間延長し、令和3年3月31日までとするものでございます。

次に、たばこ税関係です。

軽量の葉巻たばこの課税見直しについてです。

第69条、たばこ税の課税標準について、紙巻たばこと比較し、税率が低い軽量の葉巻たばこの税率を同等の税負担になるよう改正するものです。こちらは激変緩和を図るため、段階的に引上げを行います。

まず1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻きたばこの本数算定は、当該葉巻たばこ1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものです。

施行は、令和2年10月1日です。

次の段階として、1本当たりの重量1グラム未満の葉巻たばこの本数算定は、当該葉巻たばこ1本をもって紙巻きたばこ1本に換算するものです。

こちらは、施行は、令和3年10月1日となります。

その他としまして2点です。

1つ目は、延滞金の特例規定の整備となります。

付則の第4条、4条の2、延滞金の割合の特例につきまして、租税特別措置法の改正に伴い規定を整備するものです。具体的には、特定の加算割合を市中金利の実態を踏まえ、1.0%となっているものを0.5%に改正するものです。

施行日は、令和3年1月1日となります。

2つ目は、法人税の連結納税制度の見直しに伴う整備です。

第18条第3項、第33条第9項、第33条第16項、第34条3項、第36条第4項から6項となります。企業のグループを一つの納税主体として捉えた連結法人納税制度が廃止になることに伴う規定の整備となります。これにより、それぞれが申告を行うことで一つにまとめるという企業の事務負担の軽減が図られます。

施行日は、令和4年1月1日となります。以上でございます。

○委員長（大平伸二君） ありがとうございます。

これより議案第39号に対する質疑を行います。

質疑のある方、挙手をよろしくお願いします。

○委員（天羽良明君） 資料のほうの1で、5番目ですね。

附則第28条で芸術スポーツイベントのチケットの払戻し云々のところですが、例えばどのようなものを本市の場合は想定していますか。

○税務課長（長瀬繁生君） 本市の場合はイベントといいますと、恐らく文化創造センターエリアでの開催事業になるかと思いますが、たまたま文化創造センター エリアが改修工事に入っております、今チケットを払戻ししているイベントというか、事業は少ないとは聞いておりますけれども、これを文化創造センター エリアのほうで文化庁に申請することによって、それが対象になってくるというふうに想定しております。

また、スポーツ関係で言いますと、たまたま今年はプロ野球の2軍戦が中止になっておりますので、それをやっておればそれも対象になったかと思いますが、今年は今のところそういったスポーツのイベントはないというふうに認識しております。

○委員長（大平伸二君） ほかに質疑はございませんか。

○委員（山田喜弘君） 確認のみで、独り親の範囲を説明していただけますか。

○税務課長（長瀬繁生君） 今までの控除の中には離別とか死別、こういう人の親が独り親ということで限定されておりましたけれども、これに限らず未婚の独り親、未婚であっても子供がいる方とか、そういう方も全て含めてという形になります。

ただし、事実上一緒に住んでいて、戸籍上に夫、妻という表示がある方、この方は非該当

ということになりますので、ただ、今までですと、死別、離別に限った独り親というものが外されたということになって、範囲が広がったというふうに思っております。

○委員（山田喜弘君） 所得要件等と控除額も説明していただけますか。

○税務課長（長瀬繁生君） 改正前と改正後で、本人が例えば女性の場合、扶養親族が子供がある場合には、今まで所得が500万円以下の方は35万円、500万円以上の方は27万円、これは離別でも一緒でしたけれども、こちらのほうが死別、離別ともに500万円以下の35万円という控除、それから未婚の独り親についても500万円以下の所得であれば35万円の控除という形になります。また、本人が男性の場合でも、今まで死別、離別で500万円以下であれば27万円という控除がございましたけれども、こちらのほうも今の35万円に合わせるように、死別、離別、未婚の独り親、全て500万円以下であれば35万円の控除という形になります。以上でございます。

○委員（山田喜弘君） 次行っていいですか。

○委員長（大平伸二君） それでは、ほかの質問・質疑があれば。

○委員（山田喜弘君） 未利用地の創設について、まず創設した目的を説明してもらえますか。

○税務課長（長瀬繁生君） こちらのほうは、国土交通省のほうが行っている事業でございまして、基本的には今、空き家、空き地というものが非常に増えているというところで、なかなか解体するのにお金がかかるとかということで、そのままになっているものもありまして、それを何とか解決しようということで始めたものというふうに認識をしております。500万円以下であれば、それを税の控除を行うことで、活発に販売を行うということでございます。

○委員（板津博之君） 私もそこを聞こうと思っていたのであれなんですけど、これ当局で把握されていれば教えていただきたいんですけど、市内にそういった低未利用地ってどれぐらいあるのでしょうか。

○税務課長（長瀬繁生君） 数までは分かっておりませんが、基本的には今の空き家、空き地、それに近いものになるというふうには認識しております。

○委員（山田喜弘君） 改めて低利用地と未利用地の定義について教えてもらえますか。

○税務課長（長瀬繁生君） 低未利用地といいますが、これは低利用と未利用というふうになるとは思うんですけども、低利用というのは、例えば家屋とか今全然使われてないような土地、あとは工場跡地というのが入ってくると思います。未利用地といいますが、全く今使われていない荒れたような土地、そういうものが含まれてくると思います。

低未利用地の中には、例えば空き地の駐車場、駐車場で勝手に屋根がないような舗装もされていないような駐車場があると思いますけど、そういうものも含まれてくるんじゃないかというふうに思います。以上です。

○委員長（大平伸二君） ほかに関連質問ございますか。

○委員（山田喜弘君） 適用要件で市町村長の確認という項目があると思いますけれども、これはどんなふうにするんですか。

○税務課長（長瀬繁生君） 基本的にはその土地が申請があった場合に、不動産屋さんとかが来ることになるかと思いますが、それが本当に低未利用、使用されていない、利用されていないような土地があるかということ由市町村が確認をするということになってきます。これについては、やはり空き家、空き地を管理する部署で見に行くことになろうかと思いますが、それが本当に使われていないか、またそれを申請された後に本当に申請どおりに使われているかどうかの確認も必要になるかというふうに思います。

○委員長（大平伸二君） 山田委員、関連よろしいですか。

○委員（山田喜弘君） 確認の意味で、長期譲渡所得控除の金額と税率、教えてもらえますか。長期譲渡所得控除と、それに対する住民税の税率を教えてもらえますか。

特別控除の金額、100万円と100分の3でよかったですか。

○税務課長（長瀬繁生君） 20%ですので、15%ですね。

○委員（山田喜弘君） それは国税15%、住民税5%、これで間違いないですか。

○税務課長（長瀬繁生君） そうなります。

○委員（山田喜弘君） ごめんなさい。どこかに100分の3って書いてなかったですかね、この条文の中に。

○税務課長（長瀬繁生君） 確認をさせていただきます。後ほどでよろしいでしょうか。

○委員長（大平伸二君） 後でよろしいですか、山田委員。

関連の質問、ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、他の御質問があれば。

○副委員長（勝野正規君） たばこ税の関係ですけれども、見直しされるんですけれども、税収への影響というものはあるんでしょうか。

○税務課長（長瀬繁生君） 今回の軽量の葉巻たばこにつきましては、全国的にも非常に少ない量でありまして、全体でも本当に何%というような状況でございまして、可児市でもほとんど今までの状況を見ますと販売をされていない状況でございまして、それによる税収への影響というものは、ほぼないというふうに考えております。

○委員長（大平伸二君） よろしいですか。

ほかに関連質問ございますか。

〔挙手する者なし〕

○委員（天羽良明君） また資料1のほうからですが、固定資産税、都市計画税関係のところ、所有者不明土地等というところですが、第51条の3、現所有者の申告、所有者として登記または登録されている個人が死亡している場合に、現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができるというのは、現所有者というのは使用者というような解釈でよかったですか。

○税務課長（長瀬繁生君） そうですね。今使ってみるという所有者の方になります。

○委員（天羽良明君） そういうふうで、市のほうでそういうことが把握できるようになって

いるので、登記の移転のほうも促すような形は取っていくんでしょか。

○**税務課長（長瀬繁生君）** 今現在でも、土地を所有されている方が亡くなられた場合には、相続の申請、相続をしてもらうようにということは当然言っていますし、例えば課税上、亡くなった方のままになっておる場合には、相続代表人という方を指定していただきましてその方に送っておりますので、ここで言うものについては全く本当に、そういうものが分からないものになってくるかと思えます。ただ、本来でいえば相続というのはしなきゃいけないものであって、それをされていないというのが何代にもわたるとこういう問題が起きてくるということになってくるのではないかというふうに理解しています。

○**委員長（大平伸二君）** よろしいですか。

関連質問ございますか。

○**委員（山田喜弘君）** これは改めて、みなし課税するので、どの程度の調査を行えば調査を尽くしたと言えるか、最低限の探索の方法について説明していただけますか。

○**税務課長（長瀬繁生君）** こちらのほうは、亡くなった場合にその方の相続人が誰かという調査からいろいろしていくんですけども、何代にもなっているともう追えないものもございいます。また、相続放棄をされているという方もありますので、相続放棄をされていればそこまでなんですけれども、全くもう相続人がどこにおるか分からんというものの中にはありますので、それはもうそれ以上は追えませんので、追えるところまで追って、それでももう追えないものについては公示送達という形を取って不納欠損ということになってこようかというふうに思います。

○**委員（山田喜弘君）** 逆に課税できる場合はどんな手続になるんですか。

○**税務課長（長瀬繁生君）** 今の課税できるというのは、相続がまだされていない土地という意味でよろしいでしょうか。

○**委員（山田喜弘君）** 最終的に相続人が分かった場合、どんな手続になるんですか。

○**税務課長（長瀬繁生君）** その相続人が分かれば、その方に再度納付書を送る形で納付をしていただくのと同時に、相続のお願いやらそういうことはさせていただいているという状況でございます。

○**委員長（大平伸二君）** 関連質問のある方、挙手をお願いします。

なければ次の質疑がある方。

○**委員（板津博之君）** 附則第10条の2ですけれども、生産性向上特別措置法に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物ですけれども、これは令和3年3月31日までに取得したものということなんですけど、現行既にそういった対象となる家屋及び構築物というのは、市内の企業のほうにあるかどうかというのはお分かりになりますでしょうか。

○**税務課長（長瀬繁生君）** その状況につきましては、今こちらのほうではつかんでおりません。

○**委員長（大平伸二君）** 関連質問ございますか。

なければ次の質疑がある方は挙手をお願いいたします。



[挙手する者なし]

質疑もないようですので、それでは質疑を終了させていただきます。

続いて討論を行います。

討論のある方ございますか。発言はございますか。

[「なし」の声あり]

発言なしということで、それでは討論を終了させていただきます。

これより議案第39号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議案第39号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第40号 可児市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○**税務課長（長瀬繁生君）** 引き続き議案第40号 可児市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

資料番号1、議案の27ページと、資料番号、提出議案説明書の2ページとなります。別の資料はございません。

新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金控除の特例及び新型コロナウイルス感染症に係る住宅借入金特別控除の追加によりまして、条項のずれに伴う規定の整備のみとなります。以上でございます。

○**委員長（大平伸二君）** これより議案第40号に対する質疑を行います。

質疑のある方、挙手をお願いいたします。

[「なし」の声あり]

質疑もないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方はございますか。

[「なし」の声あり]

討論も御発言はございませんので、それでは討論を終了させていただきます。

これより議案第40号 可児市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議案第40号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

た。

続きまして、議案第42号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○市民課長（若尾真理君） 議案資料の1番、35ページと、議案資料の4番、3ページを御覧ください。

国が実施しておりますマイナンバーカードの交付に関する手続が改正になり、市の手数料徴収条例一部改正について提出させていただきました。

国が実施しています、いわゆるデジタル手続法のマイナンバー通知カード廃止に関する規定が令和2年5月25日に施行されました。同日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法第16条の規定に基づく本人確認書類について改正され、マイナンバー通知カードがマイナンバー通知書に代わることとなります。これにより、マイナンバー通知カードの再交付がなくなることになりまして、市の手数料徴収条例に通知カードの再交付手数料500円を規定していたものを削除するものになります。

説明は以上になります。

○委員長（大平伸二君） これより議案第42号に対する質疑を行います。

質疑のある方、挙手をお願いいたします。

○副委員長（勝野正規君） 確認ですけれども、マイナンバー通知カードがなくなるということなんで、それはいいんですけれども、現在の持つておればそれはそのまま有効ということで判断していったほうがいいですか。

○市民課長（若尾真理君） 5月25日の時点でマイナンバー通知カードの記載事項に変更がない場合、またその後変更を行うべき事由が発生していない場合は、番号確認のための本人確認書類として利用することが可能です。マイナンバー通知カードをなくされた場合は、マイナンバー付きの住民票を取得していただければマイナンバーの番号を確認することができます。以上です。

○副委員長（勝野正規君） これは条例改正には関係ないんで分かれば結構ですけれども、現在のマイナンバーカードの普及状況はたしか低かったはずですが、どういうふうかということと、低い場合、今後の普及促進に向けた市の取組というのは考えておられますでしょうか。

○市民課長（若尾真理君） お答えします。

5月末現在、マイナンバーの発行が1万2,943枚になっておりまして、普及率としては12.6%になります。今回、コロナの関係で、特別定額給付金の申請でもマイナンバーカードが利用することができましたが、今後はマイナポイントの利用や、さらに将来的には健康保険証として使えるようになっていくというふうに国の想定がありますので、引き続きホームページや広報紙等で普及のPRをしていきたいというふうに考えています。

また、平日市役所に来ることが難しい方に関しては、現在も、月の第1日曜日、日曜窓口を特別に開催しております、そこで月に1回ですが、マイナンバーのカードに関する手続きができるようにやっておりますので、それもPRしながら引き続き実施していくというふうを考えております。以上です。

○委員長（大平伸二君） 関連の質問、ございますか。

〔挙手する者なし〕

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

質疑もございませんので、質疑を終了しまして、続いて討論を行いたいと思います。

討論のある方、発言はございますか。

〔「なし」の声あり〕

それでは討論を終了させていただきます。

これより議案第42号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第42号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りします。本日審査をしました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任を頂きたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前9時31分

---

再開 午前9時33分

○委員長（大平伸二君） 皆さんそろわれたようですので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

事前質疑の中で、可茂公設地方卸売市場についてを議題といたします。

質問者の板津委員、質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（板津博之君） それでは、よろしく願いいたします。

可茂公設地方卸売市場について質疑を出させていただきました。

先般、可茂公設地方卸売市場の卸売業者の一つであるライン魚菜市场株式会社が、5月15日をもって営業を停止するということが報告がありました。今回の経緯について説明を求め

ます。また、今後、この可茂公設地方卸売市場の運営に当たり、どのような影響があるのか。特に学校給食の食材調達への影響などについて御説明いただきたいと思えます。

○委員長（大平伸二君） この件に関して、執行部の説明を求めます。

○産業振興課長（河地直樹君） 今回のライン魚菜市場株式会社についてお答えします。

まず今回の経緯についてですけれども、ライン魚菜市場株式会社からは、これまで使用料の支払いなどについての相談は受けておりました。会社経営についても、弁護士とも相談していることは組合としても聞いていた状況でございます。5月15日の午後に事務所に営業を停止する旨の貼り紙が掲出されたとの連絡があり、現場を確認したところでございます。

その貼り紙に弁護士の連絡先がございましたので、弁護士に状況を確認しましたところ、資金繰りが厳しくなり、営業の継続が困難であるということを会社が判断されまして、営業停止に至ったということでございます。

5月15日には管理者、可児市長ですけれども、管理者をはじめ組合の構成市町村、また可児市議会議員の皆様に対して営業停止について御報告をさせていただきました。

あと組合の構成市町村には、6月5日に副市町村長会議がございましたので、改めてそちらのほうでも状況を報告させていただいております。

現在は代理人に選任された弁護士により再検討の調査が行われており、自己破産の申立て等の法的手続を進める方向で調整をされている状況と聞いております。

それから続きまして、今後の運営及び影響についてお答えします。

ライン魚菜市場株式会社を通じて売買取引をしていた生産者や買受人への影響がございましたが、もう一者の卸売会社であります可茂中央市場株式会社に引き受けてもらうことができております。

また、学校給食への影響についてですけれども、可児市の学校給食の食材は、これまでライン魚菜市場株式会社と可茂中央市場株式会社が月ごとで交互に納入しておりました。今後は可茂中央市場株式会社から仕入れのほうを行うこととなります。学校給食センターにも確認いたしました。6月以降の学校給食の提供に影響がないというふう聞いております。

あとライン魚菜市場株式会社がこれで事業をやめることによって、ライン魚菜市場株式会社のほうから組合のほうに使用料が支払われておりました。この使用料が入らなくなりますので、来年度以降の指定管理について見直していく必要があると考えております。以上です。

○委員長（大平伸二君） 説明ありがとうございます。

質疑は。

○委員（板津博之君） 可茂中央市場が引き継ぐということで、学校給食への影響はないということで安心しましたけれども、1つ、現行のあそこの施設内をライン魚菜市場が幾らか使われていたと思うんですけど、そういったところはそのままだのか、ないしは可茂中央市場さんのほうでその部分を使われて引き継がれるということになるのか、ちょっとお聞きしたいのですが、いかがですか。

○産業振興課長（河地直樹君） これまでライン魚菜市場が使ってみえたところは、今現状使

っていないという状況になっています。可茂中央市場、もう一つの卸会社はそちらを使いたいという意向はございませんので、現状のままにしておく、当面はそうなるかなというふうに思っております。

○委員長（大平伸二君） 関連の質問で結構ですが。

○委員（板津博之君） そうすると、その所有者というか、どういう扱いになってくるというか、税制上のこともあると思うんですが、どうなるのかというのを教えていただけますか。

○産業振興課長（河地直樹君） 建物と土地は組合が所有しておりますので、そこで今までは卸売業者の2者がそれぞれ使っていて組合に使用料を頂いておりましたけれども、ライン魚菜市場がなくなった分、組合のほうの使用料がなくなると。可茂中央市場のほうは、今の現状のまま使っていておりますので、その分の使用料は組合のほうに納めていただくということになります。

○委員（板津博之君） 参考までに、ライン魚菜市場の使用料って今までお幾らだったかというのはお分かりになりますでしょうか。

○産業振興課長（河地直樹君） 年間で1,140万円ほどです。

○委員（板津博之君） そうしたら、それがもうゼロになるということによかったですね。

○産業振興課長（河地直樹君） このままなくなれば入らないということになります。

○委員長（大平伸二君） 関連質問はございますか。

〔挙手する者なし〕

ほかに関連質問はございませんので、発言もないようですので、この件については終了いたしたいと思えます。

続きまして、3番の報告事項1. 緊急経済対策の進捗状況についてを議題とします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

なお、特別定額給付金室長説明から観光経済部長の説明まで、引き続きお願いいたします。

○特別定額給付金室長（服部賢介君） それでは、私のほうからは、10万円の特別定額給付金の申請書受付給付状況について御説明させていただきます。

議会のほうには2回ほど文書で進捗状況をお知らせしているところではございますが、この機会に御報告させていただきたいと思えますので、よろしくお願いたします。

お配りしてあります資料につきましては、6月5日金曜日の終了時点での申請受付件数ということで報告させていただいております。

可児市の受付対象世帯数につきましては4万3,021世帯ということで、実はこちらの数字は、今までこの数字を出してきていたんですけれども、若干やっぱりさかのぼりの転入ですか、世帯主の死亡ということもありまして、確定数ではありませんけれども、若干この後も変わってくる可能性があるということで御了承いただきたいと思えます。

受付件数につきましては、6月5日現在で3万9,863件ということでございます。こちらの数字につきましても、一度に大量の郵便物が来たということで、毎日の郵便物の請求件数をベースにしておりまして、あとは窓口で受け付けた件数をそこに足し込んで出しております。

すので、あくまでも概数ということでよろしく願いいたします。

内訳といたしましては、オンライン申請についてが1,033件、それから郵送、窓口を含みますけれども、その受付件数が3万8,830件ということでございます。それに対して給付件数が3万5,877件ということで、受付件数の90%、それから対象世帯の83.4%ということで給付のほうが進んでおります。給付金額につきましては、87億5,710万円ということでございます。

昨日6月11日もですけれども、給付のほうを行いまして、約3,400件の給付を行っております。ですので、現在は3万9,000件を超える給付ということで実施しておりますので、よろしく願いいたします。

今、90%を超える給付を行っているわけなんですけれども、現在処理中のものもありまして、そういったものを差し引きますと、申請のアクションがないものというのが2,400から2,500件ほどありまして、この特別定額給付金の期限は8月18日までなんですけれども、その期間、広報やホームページを通しまして、お忘れがないですかというような案内をしていきたいと思っております。

また、情報が届きにくいと考えられます独り暮らしの高齢者の方などについては、福祉部門との連携をいたしまして、各地域包括支援センター職員の方の訪問ですとか、民生児童委員の見守り活動の際に、申請書の書き方ですとか、手続方法などの必要な事項についてサポートをしていただくようお願いしておるところでございますので、よろしく願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

○観光経済部長（高井美樹君） お願いいたします。

そうしましたら、お手元の資料4のほうで、私ども観光経済部のほうで産業振興課、観光交流課と関わった仕事になっておりますので、私のほうでまとめて御説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に対する可児市総合対策におけます経済関連支援策の状況について御説明いたします。

まず1番でございます。

緊急事態宣言に伴う施設の休業要請が岐阜県知事から出されたわけですが、それに伴って50万円の協力金を支給するというものでございましたけれども、これの申請につきまして、県のほうから6月4日時点で可児市は621件という、取りあえず速報値でありますけれども頂いております。私どもとしては、1,000件程度は協力事業者があるのかなということで予算を出させていただいておりましたけれども、621件ということで、負担金としては3分の1の16万6,666円ということで、約1億円ぐらいの請求が負担金として来るだろうということになります。

続きまして2番ですね。新聞報道等で行われています雇用調整助成金関係でございます。

国のほうの仕組みが4月当初からどんどん変わってきてまして、先般、今、参議院で多分協議されていると思っておりますけれども、上限を8,330円から1万5,000円に変えるとか、申請を非

常に簡易化するというようないろいろな仕組みがどんどん後で出てまいりましたので、私どもとしては、4月30日の臨時議会でお諮りしていたものでございますけれども、ほぼ上限が1万5,000円になったことによって、御利用自体が当初予定していたよりも市の利用分が少なくなるであろうというふうに考えておりますが、製造業のほうは4月、5月、木、金が休みとか、金曜日休みという事業者様が出ておりますので、その辺のところを注視していきたいというふうに思っております。

やはり手続は非常に複雑だということで、5月20日と27日に可児ビジネスカフェにおいて社会保険労務士の先生をお願いして相談会を実施しました。1事業所1時間ぐらいかかるということで、2日間で延べ12人の事業者さんが雇用調整助成金に関する御相談を受けていただいております。手続に入れたかどうかということまではちょっと分かりません。

続きまして、信用保証料ですね。これは事業者さんが借入れをするに当たって県の信用保証制度等いろいろありますけれども、3月からこの辺の借入れの御相談で、市が認定をしないとこの借入れができないということで、ここに3月、4月、5月とそれぞれ件数が書いてございますけれども、もう既に400件ぐらいの事業者さんが、こういった今回出ている対策の中の借入れをされておられるということで、特に5月以降、国の1次補正によって実質無利子融資等が出てきたので、やはり5月は195件というようなことで、たくさんの方がこの辺の制度を御利用になっておられます。

私どものほうで用意しました信用保証料の補填分につきましては、5月18日から制度をつくり、要項をつくって、18日から可児市単独の信用保証料補填の手続を開始しましたところ、6月5日現在で7件の方が受けておられますけれども、新しい国の制度では、信用保証料もほぼ要らないような状況になってきますので、今後がそれほど多く、この辺の市の制度を使わなきゃいけない事業者さんというのは少ないんだろうなというふうに予測しております。

続きまして、4番の持続化補助金でございます。

これも4月30日の臨時会で御提案申し上げたものでございますけれども、これは新しい生活様式等を受けて、やる気のある事業者さんが新たな事業展開をするとか、さらにコロナ対策等というようなものの中で国の補助金制度を使おうということで、6月3日現在でこの認定を受けられた方が14件、採択を受けられております。

市の上乗せ助成金というのは、補助金の自己負担分が国の補助金をもらっても残るので、その25万円までを上限に自己負担分のほうを補填しようという仕組みで上げておりますけれども、今のところまだ申請のほうは出てきておりません。この辺のところは商工会議所経由でこういった仕組みがありますよ、あと銀行さんの融資の関係のところにも市の制度を御説明いたしまして、今待っている状態でございます。この辺についても、5月21日に各種支援制度であったり、融資制度の相談会を銀行の方、それから商工会議所の方と合同で実施しましたけれども、7事業者の方が御相談に来られたというところでございます。

裏面へ行きます。

次に、かに飯応援プロジェクトです。

こういったチラシをお配りさせていただいておりますけれども、商工会議所のほうに全委託をして実施をいたしました。参加店が78店舗でした。和食、洋食、中華等、その他ありますけれども、78店舗にのぼり旗、ポスター等を配布したり、こういったチラシ、それからケーブルテレビ等で御案内をさせていただいて5月30日から開始をいたしました。1,000円買うと200円の引換券がもらえるので、5,000円買うと1,000円のKマネーに引き換えられるというような仕組みでございます。

78店舗に対しては、大体650枚程度の引換券をお渡ししてございますので、1店舗当たり全部はければ、この間で65万円以上の売上げができるという見込みになっております。

Kマネーの交換につきましては、6月9日、先々日から始まっておりますけれども、ためられた方は各商工会議所、連絡所でKマネーに引換券から交換ができるというものです。ちょっと1,000円を超えないといけないというところがありますけれども、私も職員と一緒にバディーを組んで、2つを頼むと1,000円を超えるので、交代で頼んだりしながら、こういった利用を促進していきたいというふうに思っています。ぜひ皆様も御利用をお願いしたいと思います。

続きまして、プレミアムKマネーでございます。

こういったチラシも配布させていただきました。何とか5月18日の臨時会で御承認いただいた後、早急に手続を進めることによって、5月28日にこのチラシを新聞の朝刊に折り込みいたしました。

そういったことで申込みの状況が5月29日からどっと来ました。はがき分で8,443通ですね、7日分までになりますけど。あと6月3日から何とか突貫工事でウェブのシステムをつくりまして、ウェブの申込みを6月3日夕方から開始しました。6月8日15時の時点で3,000のメールでの申込みがあります。この3,000は1メールですので、メールの場合は御家族も一緒に入力できる仕組みになっていまして、大体平均的に2.2倍ぐらいということで、はがき換算すると6,000通を少し超えるぐらいということで、今のところ1万5,000人の方からの申込みを受けているというようなふうに考えております。6月21日に向けて、もう少し皆さんにこの辺の周知活動をして、お一人でも生活の一助として使っていただくKマネーの御利用を周知していきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（大平伸二君） 説明ありがとうございます。

緊急経済対策の進捗状況について説明を頂きました。

この件に関して、質疑はございますか。

○委員（山根一男君） 特別定額給付金のほうですけれども、まだ給付の申込みをしていないところが3,000件前後あるわけですけれども、この中で、もし分かればということですが、外国籍市民と一般市民と、送るときに変化をつけたというふうに聞いているんですけども、どの程度の割合でなっているかとか、そういうのは分からないんですかね。来ていない人の外国籍が多いとかということは分かりませんか。

○特別定額給付金室長（服部賢介君） 送る際に外国籍の方と日本人の方と、何か差をつけた



ということですか。

○委員（山根一男君） 一般質問の中では、そういう文言を中に入れていただけかもしれませんが、外国籍の説明のための外国語の資料を入れていたということは、送るときに外国籍の方と差をつけているわけですから、残っている件数の中にその比率がどうなのかなどというのがちょっと気になるんですけれども、いかがですか。

○特別定額給付金室長（服部賢介君） 外国籍の方につきましては、おっしゃられましたように翻訳したものをポルトガル語と英語ですけれども、入れて送らせては頂いております。

ただ、今実際に出てきてないものがどういう割合で残っているのかというのは、ちょっとまだそこまで把握しておりませんので、申し訳ございません。

○委員長（大平伸二君） 関連質問はよろしいでしょうか。

○委員（山田喜弘君） 特別定額給付金で相手に届かなかったというのは、どの程度あったんですか。

○特別定額給付金室長（服部賢介君） 当初、戻ってきたのは約160件ぐらいです。その中で問合せですとか、直接窓口に取りに来た方が見えまして、現在はその戻ってきたもののうち、100を切るぐらいが残っているような状況でございます。

○委員長（大平伸二君） 関連質問。

○委員（山田喜弘君） ちなみに辞退者だったんですかね、この給付の中で。

○特別定額給付金室長（服部賢介君） 申請書のほうを処理しておりまして、私が直接申請者の方に伺って確認した中では3件ほどありました。

○委員長（大平伸二君） 関連質問ございますか。

○委員（板津博之君） まずこの特別定額給付金については、職員の方が300名体制でやられたということで、私も一市民としてその御労苦に感謝と敬意を表したいと思います。

その上で、国のほうでもよくニュース等でも報道されておりましたが、オンラインの申請については、相当トラブルがあったというふうにお聞きしているんですけれども、本市においては、オンライン申請上のトラブルというのは、何かございましたでしょうか。

○特別定額給付金室長（服部賢介君） やはり一時期にたくさんの方がオンライン申請をやられたかもしれないですけれども、実際どういふことでは分からないですけど、先へ進めないですとか、止まってしまったというような苦情の電話はかなり入りました。

○委員長（大平伸二君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようですので、この件に関しては終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

ここで暫時休憩いたします。

関係部課長の方は御退席いただいて結構です。ありがとうございました。

ここで10時15分まで休憩を取りますので、10時15分から再開します。よろしくお願ひします。

休憩 午前9時58分

再開 午前10時13分

○委員長（大平伸二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

報告事項2. 第2期可児市総合戦略（案）についてを議題とします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○総合政策課長（渡辺勝彦君） それでは、よろしくお願いたします。

資料番号は5になります。第2期可児市総合戦略（案）についてでございます。

こちらにつきましては、昨年12月、それから3月の総務企画委員会で策定の方向性やポイントについて既に御説明をしてきているところでございます。

戦略の原案について、5月の庁内の戦略推進委員会に諮って取りまとめたものを市民委員によるまち・ひと・しごと創生推進会議に諮らせていただきました。会議につきましては、コロナ対策により書面会議で行っております。こうした過程を経て、今回戦略案として議会にお示しさせていただいているというところでございます。

なお、これまで議会に御説明してきた内容のとおり進んでおりまして、これまでの説明から大きく変わったところはありません。

まず、資料のほうですが、赤字が第1期可児市総合戦略からの変更箇所になります。

1ページを御覧ください。

第2期可児市総合戦略の位置づけになります。

令和元年12月に策定をされました国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略、それから平成31年3月に策定された県の「清流の国ぎふ」創生総合戦略を踏まえつつ、令和2年3月に策定しました可児市経営計画の方向性の実現との調整を図って策定をしております。

2ページを御覧ください。

対象期間ですが、令和2年度10月から令和6年度末までの5年間です。

推進・検討体制として、PDCAサイクルにより改善を進め、今回、計画をお諮りしたまち・ひと・しごと創生推進会議に施策の実施状況の点検結果を示して検証を図っていくというサイクルで進めていく予定でございます。

3ページは、国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要でございます。

4ページは、県の「清流の国ぎふ」創生総合戦略の概要でございます。

5ページです。戦略の基本方針と基本目標です。

基本方針につきましては、第1期の総合戦略のほうで「住みごこち一番・可児 若い世代が住みたいと感じる魅力あるまちの創造」でございましたが、経営計画の方針も変わったために同様に一部変更しまして、「住みごこち一番・可児～安心、元気、楽しいまち～の推進」という形にしております。

4つの基本目標についてですが、こちらにつきましては、第1期戦略との変更はございません。国・県の戦略が変わっているため、ひもづく部分について変わっているため、赤字で

表記しております。

6 ページは、計画上、SDGs の取組を示したものになります。本戦略の全ての取組がSDGs の効果につながるものということと考えます。

8 ページ以降が具体的な施策になります。主な変更点のみ御紹介いたします。

主な担当欄や基準値から目標値は、直近の数値に合わせて修正をしてございます。今後も新しい数値が判明次第、置き換える予定でおります。

8 ページから10ページが、基本目標 1. 安定した生活基盤を築ける「人と経済が元気なまち」を創るです。

このうち可児御嵩インターチェンジ周辺の有効な土地利用の検討というふうに第 1 期ではなっておりましたが、今期のほうはもう少し具体的に工業団地開発の推進というよう形になっております。

では、11ページから15ページですが、こちらが基本目標 2. 市の魅力を向上・発信することにより、人を引き付ける「魅力とつながりのあるまち」を創るになります。

こちらの(1)ですが、現在シティプロモーションの推進としておりますが、第 1 期のほうでは、市の魅力の向上と発信との記載から、シティプロモーションの推進というふうに修正をしております。

それから、16ページから20ページが、基本目標 3. 子育て世代が安心して、妊娠・出産・子育てができる「子育ての希望がかなうまち」を創るです。

こちらの17ページの⑤ですが、定住・移住を促進するために住みよさをPRしますを再掲するとともに、19ページの②に学校教育におけるICTの活用を推進しますを加えまして、小・中学校のICT機器導入推進について加筆をしております。

それから、21ページから23ページが基本目標 4 の地域で安心して暮らし続けることのできる「健康と安心が実感できるまち」を創るになります。

22ページのところで包括的相談支援体制の構築を加えるとともに、23ページのところで外国籍市民に対する優しい日本語の普及や災害時の情報伝達の充実を加えております。

主な変更点について以上になりますが、24ページが先ほど御説明した市民委員の可児市まち・ひと・しごと創生推進会議のメンバーになります。本年 4 月より 2 年間の任期でお願いしているところになります。

なお、今後の予定ですけれども、7月にパブリックコメントをかけ、その結果を受けて最終案を8月にこのまち・ひと・しごと創生推進会議にかけた後に、9月の総務企画委員会で御報告する予定でございます。その後、最終案として、公表した後に10月から本計画をスタートさせたいというような予定で進めておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（大平伸二君） 説明ありがとうございました。

この件に関して質疑のある方、挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

続きまして、報告事項 3. 地方創生推進交付金事業の結果についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○総合政策課長（渡辺勝彦君） それでは、よろしくお願いします。

資料番号は 6 番になります。地方創生推進交付金事業の結果についてです。

こちらのほうも毎年度 6 月にこの委員会で前年の国の交付金を使った事業について報告をさせていただいております。昨年度の実績について報告させていただくものでございます。

1 つ目がコミュニティバス交通ネットワーク推進事業になります。

2019年度、令和元年度の交付額は299万3,000円となります。この交付金につきましては 2 分の 1 補助になります。この事業は平成29年度から令和元年度の 3 年間にわたって実施されてきて、平成31年度は令和元年度最終年となりまして、これまでコミュニティバスの交通網のネットワークの計画についてそれぞれ補助をもらってききましたが、最終年として、この計画をもとにコミュニティバス運行計画を見直すための運行ルート再編の作成や、停留所の設置箇所の案の作成、運行ダイヤ案の検討、通行経費の試算などを行っております。こうした資料を基に令和 3 年10月をめどにさつきバス、電話で予約バスの公共交通網の再編をまた行っていく予定しております。

2 ページを御覧ください。

当事業に係る重要業績評価シート（K P I）の実績値の掲載をしております。

指標として、新たな観光交流人口の増加、それからコミュニティバスの年間利用者数を掲げております。本事業の最終的な目標として、新たな観光交流人口の増加に資することと、コミュニティバスの利用者数を増やすということから設定をしていたものになります。

事業評価としましては、公共交通網の再編計画を検討する中で様々な情報の取得、分析を行って現状の課題点を整理することができたというふうに記載させていただいております。

また、今後の方針としては、先ほど申しましたように、公共交通網の再編計画を基本とした新たな運行計画を実行していきたいということで関係機関と調整していくという予定であります。

なお、達成度が低くなっておりますが、新たな観光交流人口につきましては、前年度の数字からは大幅に増加しておりますが、もともとの基準を設定する段階では、土田の多目的広場が完成する予定でしたが、完成しなかったため、数字に上げられなかったというように、数字に上げられなかったかと思っております。

また、コミュニティバスの利用者数も若干減っておりますが、コロナの影響で 3 月分の利用者が減ったこと、それから無料感謝デーのイベントの変更などによって若干減となっておりますというふうに分析をしております。

それから、3 ページ目です。

次に、ぎふ・歴史街道観光推進事業になります。こちらの交付金は215万円になります。

これは広域連携事業として、岐阜県中津川市、恵那市、それから本市が連携して実施して

いる事業になります。

1 番目の情報発信の強化ということで、全国山城サミット可児大会、それからお城 E X P O 2019、これは横浜市ですが、岐阜の宝ものである東美濃の山城のブースを出展して P R を行っています。全国の山城ファン、歴史ファンに対して効果的に情報発信できたというふうに考えております。

それから、2 番目の周遊・滞在事業の実施ということで、戦国宝探し i n 東美濃の山城を企画実施して、さらに「東美濃の山城」周遊スタンプラリーを企画実施しております。東美濃地域において子供向けの企画や山城ファンに向けて企画を実施して、新たなファン層の掘り起こしや、地域内での滞在時間の延長を図ることができたというふうに考えてございます。

4 ページを御覧ください。

こちらの重要業績評価シートの実績値ですが、こちらは関係市町全体の観光入り込み客数を県が取りまとめて作成することになっておりますが、県全体の集計がまだ終わっていないため未確定となっております。県も県議会のほうにはそのように報告すると伺っております。

本市が把握できる分といたしましては、東美濃の山城の観光の入り込み客数としましては、昨年の22万人から32万人と大幅に増加をしております。K P I の評価としては、「麒麟がくる」に起因した観光客をうまく誘引するべく、広域連携が有効に機能していたというふうに認識しております。今後も情報発信の強化や周遊・滞在型の観光の促進を図るなどの観光客入り込み客数の増加を図るというふうにしております。以上です。

○委員長（大平伸二君） 説明ありがとうございました。

この件に関して、質疑はございますか。

○委員（板津博之君） 地方創生推進交付金ということで、これは今後の話になるんですけども、もちろんこの K P I とかで評価はなされて、県のほうから報告なりをしていただいているとは思いますが、今後、このポストコロナ時代と国会でも今言われておりますけれども、コロナ以降の新しい生活様式なりという中で、観光という部分では非常に読みにくいというか、確実に数は減っていく、集客数とかそういうのは減っていくわけなんで、ちょっと当局として国の動向というのはなかなか分かりにくいかもしれませんが、今後この交付金自体というのは、どうなっていくのかというのはお分かりになりますかね。

○総合政策課長（渡辺勝彦君） この交付金もそうですし、総合戦略についてもそうですが、一般質問で川上議員へのお答えでもありましたように、当然、国・県も新型コロナを踏まえて計画そのものを変えてくるだろうと思っておりますので、それに合わせてこうした計画や K P I そのものも変えていくことになるだろうとは思いますが、現段階ではその辺の分析ができておりませんので、現状はこのまま行かせていただいて、例えば来年の K P I の実績の段階で実績とのずれについては、またそのずれについての分析をさせていただいて、コロナによるようなものというような分析になるのかなというふうには考えています。

○委員長（大平伸二君） ほかにこの件に関して御質問ございますか。

〔挙手する者なし〕

御質問もないようですので、この件に関しては終了いたしたいと思えます。

続きまして、報告事項4. 明智光秀公ブロンズ像建立への寄附金の状況についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

**○企画部長（酒向博英君）** まず、この明智光秀公ブロンズ像につきましては、5月22日に議員の皆様にも文書で御案内をさせていただいておりますが、予定どおり完成の運びとなりまして、明日（6月13日）の土曜日、これも予定どおり11時から明智光秀公ブロンズ像の除幕と感謝の集いということで開催をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

本来であれば議員の皆様全員に御案内申し上げるところでございますが、感染防止ということで、議会からは伊藤議長様に代表として出席していただくこととなりますので、お願いします。

それから、感謝の集いということで、これまで明智城址の保全とか美化活動を行っていただいております8団体の方に御出席を頂きまして除幕を行っていただく予定でありますので、明日11時から終わった以降は、自由に一般市民の皆様にも見ていただくことになると思いますので、また御案内のほうをよろしくお願いをいたします。

私からは以上です。

じゃあ続きまして、寄附金の状況について総合政策課長のほうから御説明させていただきます。

**○総合政策課長（渡辺勝彦君）** それでは、お手元の資料ナンバー7を基に御説明をいたします。

明智光秀公ブロンズ像の寄附につきましては、幾つかのチャンネル、様々な機会を捉えて寄附の募集をさせていただいているところです。

まず、この①番につきましては、戦国武将明智光秀誕生の地応援ということで、ふるさと応援寄附金の10個の応援メニューから選択できるような項目になっております。

また、この②番は、そのうちブロンズ像の銘板の寄附を御希望された20万円以上の銘板希望者を抜き出しで書いております。

それから③番としまして、インターネットのポータルサイト、クラウドファンディング型のポータルサイトで「さとふる」、それから「ふるさとチョイス」での寄附の状況として、こちらは105万円、37件というふうに書いてございます。

④番が同じくブロンズ像の建立のクラウドファンディング以外ということで、これは納付書とか窓口に来ていただいたような方になります。これは267万円ほど。

それから、⑤番でブロンズ像の募金箱ということで、庁舎であるとか連絡所、ドラマ館など、それから各種イベントなどで募金箱を置かせていただいた結果としての金額として29万4,697円ということで、5月31日現在ですが、1、3、4、5を足したものとして約1億円、それから、2、3、4、5を足したものとして約3,000万円というふうな数字で現在の状況になります。件数についてはそれぞれ1,259件、118件と、そのうち先ほど説明したブロンズ

像の裏に銘板をつけさせていただく予定ですが、そちらに御希望されたのが68人という形になっております。以上です。

○委員長（大平伸二君） 説明ありがとうございました。

この件に関して、質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたしたいと思います。

ここで暫時休憩とします。

関係部課長の方は御退席いただいて結構です。ありがとうございました。

休憩 午前10時34分

---

再開 午前10時35分

○委員長（大平伸二君） そろわれましたので、休憩前に引き続き会議を再開します。

税務課の課長より先ほどのことで発言を求められておりますので、報告事項の前に発言を許可します。

○税務課長（長瀬繁生君） 先ほどの山田委員さんからの御質問ですけれども、この100分の3というものにつきましては、住民税の控除は100分の5で間違いないんですが、恐らくこの中の県民税と市民税で2%と3%に分かれますので、その3%ではないかというふうに思います。それでよろしかったでしょうか。多分、委員さんが言われた100分の3については、今回の改正にはないんですけれども、議案書の10ページのところがございます第20条の一番後ろのところ100分の3というのがございますので、多分このことを言われたんではないかというふうに思いますが、それでよろしかったでしょうか。

いいですか、ありがとうございました。

○委員（山田喜弘君） それで結構です。

○委員長（大平伸二君） それでは、引き続き報告事項5. 国道41号線土田防災事業に係る土田財産区所有地の処分についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○管財検査課長（池村一郎君） お手元の資料8の土田財産区の土地売却についてと、裏にその位置図が添付してございます。御覧ください。

こちらにつきましては、土田の大脇地内というところで国道41号線沿線になります。こちらにつきましては、昨年度から岐阜国道事務所による落石防護等の工事が実施されておりますが、当該地につきましては、本年度着手予定の落石防護工事用地として売却するものでございます。

2枚目の位置図を御覧ください。

国道41号線が真ん中に走っておりますが、土田の大脇交差点の南西付近にある赤色に着色されている部分が当該地になります。

地番としましては、土田字大脇4909の1の一部でございます。地目としては、保安林、売

却面積が767.38平米、売払いの予定価格が118万1,765円というふうになっております。

これまでの経過ですが、令和元年10月25日に土田財産区管理会に対して岐阜国道事務所のほうから事業説明がございました。令和2年4月16日に財産区管理会さんで補償内容について同意をされております。本日、総務企画委員会のほうで御説明を差し上げているというところでございます。

今後の予定としましては、令和2年の9月議会定例会におきまして議案の上程を差し上げたいと思います。議案につきましては、下の3番にあります地方自治法第96条第1項第8号の規定による議案ということで財産の処分。もう一つは、地方自治法第238条の6の規定による議案ということで旧慣による公有財産の使用廃止についてということでございます。以上です。

○委員長（大平伸二君） 説明ありがとうございました。

この件に関して、質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

次に、報告事項6. 住宅造成事業に係る二野財産区所有地の処分についてを議題とします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○管財検査課長（池村一郎君） 失礼いたします。では、引き続きよろしく願いいたします。

資料の9を御覧ください。

こちらにつきましても、二野財産区の土地売却についてという資料と、2枚目に位置図を添付してあります。

こちらにつきましては、可児市二野地内の可児自動車学校の南西付近におきまして、前畑株式会社さん、これは多治見市の業者ですが、こちらが計画される宅地造成事業に伴います進入路築造用地として売却するものです。この宅地造成計画はまだ確定された平面図等がございませんので今回御提示できませんが、2枚目の位置図のとおり、可児自動車学校の西側に赤色に着色された部分が当該地となっております。

地番としましては、二野字猿洞1883番地、地目としては山林、売却面積が264平米、売払いの予定価格は47万9,160円となっております。

当該地につきましては、道路に接していないこと、また二野財産区が管理するほかの土地とも接しておらず飛び地となっておりますので、当該地単独ではなかなか利活用が困難であるということから財産区管理会としても処分に同意されました。

これにつきましても経過のほうですが、令和元年12月12日にこちらの前畑株式会社様のほうから事業について説明がなされております。令和2年5月22日に財産区管理会さんのほうで補償内容について同意をされました。本日の総務企画委員会で御説明を差し上げておるところでございます。

今後の予定としましては、先ほどと同様に9月の議会定例会のほうで上程を差し上げて、下の3番の二野財産区の処分についてと、旧慣による公有財産の使用廃止について、この2



点を上程させていただきたいと思います。以上でございます。

○委員長（大平伸二君） 説明ありがとうございました。

この件に関して、質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

質疑もないということでございますので、この件に関しては終了いたします。

続きまして、報告事項 7. 国土強靱化地域計画の策定についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○防災安全課長（中井克裕君） 資料10番になります。可児市国土強靱化地域計画の策定についてということで現在作り始めております。

まず国土強靱化の説明ですけれども、国土強靱化とは、大規模自然災害等に備えるため、事前防災、減災と迅速な復旧復興に資する施策をまちづくり施策や産業施策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり、地域づくりを推進するものでございます。

今までよく防災というのが出てきていますけれども、この防災と何が違うかということですが、防災は地震や洪水などのリスクを特定し、対象ごとに発災前、発災時、発災後の計画を立てるが、国土強靱化はあらゆるリスクを想定し、発災前における施策を対象とするものとなっております。

強靱化基本法というものがあまして、国はこれに基づきまして国土強靱化基本計画をつくりまして、県も岐阜県強靱化計画というものをつくっております。市の可児市国土強靱化地域計画をつくるということで、現在進めているところでございます。

この国土強靱化地域計画の策定の意義・根拠ですけれども、地方公共団体は、必要な事前防災等を計画的に実施することにより、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護をするため、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し及び実施する責務を有している。これは国土強靱化基本法の4条にございます。その責務を達成するため、地域計画を策定することができるとされております。こちらが13条になります。

地域計画の必要性ですけれども、地域計画に基づく事業に対する国の交付金等は、令和2年3月時点で46種類ほどございます。令和3年度以降、地域計画を策定していることが、国の交付金等の審査決定において要件化となる見込みでございます。

平成30年度の実績としまして、交付金・補助金の実績が下の表にございますけれども、交通事業であったり、トイレの改修があったり、浄化槽があったりと幅広い施策に及んでおります。平成30年度で2億円程度の実績がございます。

今後のスケジュールですけれども、7月から8月にかけて各課照会ということで、新たにこういう補助金をもらっている事業等もあると思いますので、照会をかけていきたいと思っております。

9月から12月にかけて、関係者との意見交換なども含めまして策定作業を進めまして、その後、パブリックコメント手続、そして今年度中に公表をしたいと考えております。以上でございます。

○委員長（大平伸二君） 説明ありがとうございます。

この件に関して、質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

質疑もないようですので、この件に関しては終了いたします。

続きまして、報告事項 8. 可児市避難所運営マニュアル指針「新型コロナウイルス感染症対策編」の策定についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○防災安全課長（中井克裕君） 資料11-1、11-2でございます。新型コロナウイルス感染症対策編を5月29日に策定しました。

先日、6月7日には今渡地区センターでの避難所開設訓練ですね。議員さんにも御紹介させていただきまして、暑い中、多数参加していただきました。ありがとうございます。

策定の経緯としまして、今の新型コロナウイルスが発生したということで、国のまずは通知がございまして、避難所における感染症対策を徹底する必要があるということになりました。県も避難所運営ガイドライン「新型コロナウイルス感染症対策編」というのを5月に策定されました。それで市も5月29日に可児市新型コロナウイルス感染症対策編を策定したところでございます。

内容ですけれども、まず分散避難、安全なところへ避難していただくということで、建物の中で安全であれば2階へ避難するとか、そういった垂直避難であったり、またはホテルとか、知人のうちとかへ行く、そういう避難の考え方自体がいろいろあるよということで、そういったものを住民へ広報していかなければならないというふうにしております。

多くの避難所の開設ということで、3密を避けるために、今までは、まずは第1次避難所を開きまして、状況に合わせて第2次、第3次と徐々に広げていくことにしておりますけれども、状況によりまして、同時にたくさん最初から開けるとすることも想定しております。

避難者・スタッフの健康維持、毎日の体温、体調チェックというものを避難者及びスタッフも注意しまして、感染症の対策をしていくというふうを考えております。

専用スペースの確保、感染症が疑われる症状の方の専用スペース確保や動線の分離、パーティションの設置等のことを記載しております。

また、事前受け付け、今までは受け付けというのは1つだったんですけれども、事前受け付けというものを設けまして、そこで熱がある方だとか、体調が怪しい方は専用スペースのほうへ行っていただきまして、一般の方と分離をするというふうにさせていただいております。以上でございます。

○委員長（大平伸二君） 説明ありがとうございました。

この件に関して、質疑はございますか。

○副委員長（勝野正規君） 先ほどの強靱化地域計画は別冊でつくらなければ補助にならないと思うんですけれども、これ、対策編ということは、今の地域防災計画の地震編、風水害編に続いてその中に入れ込むのか、全く別冊でつくられるんですかね。

○防災安全課長（中井克裕君） これは感染症対策編ということで、今までのやつとは別冊でつくらせていただいております。

○委員長（大平伸二君） ほかにこの件に関して質疑はございますか。

○委員（板津博之君） これ、一般質問でも総務部長が答弁されていたので、確認になると思うんですけど、9月の全市的にやる防災訓練については、これに沿って地区センター等で市民の皆さんとやっていくという形になるんでしょうか。

○総務部長（田上元一君） 一般質問の答弁のときには、広く市民の皆さんに参加を呼びかけてということをお願いしましたが、はっきり言いましてまだまだ皆さん御懸念というか、御心配があるという中だというふうに理解をしております。どんどん参加してやっていくというふうに我々のほうから積極的に言えるかということ、まだそういう状況にはなっていないのではないのかというふうに思っております。

そういう意味では、答弁のときにも申し上げましたが、本当にできることをできる方ができる範囲内というのが基本になるかと思えますし、また例えばですけれども、御自宅にいてその日は避難はしないけれども、御自宅で話し合っとうちはこうしていこうということだけでも、実は一つの進歩、さっきの分散避難ということにかなうものになりますので、いろんな形があるかというふうに思っています。

ですので、これから市のほうからは、答弁のときにも第一報という形で、まずは9月6日にこういうことをやりたいので、それぞれで考えていただくようにしてくださいというのを一報いたしますし、次にはどうしたことをやっていただけるといいですねというようなメニューのほうを御提案させていただいて、あくまで全員集まってくださいね、参加してくださいねということではなくて、やはり皆さんでできることをやっていただくというような形で御提案をしていきたいなというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（大平伸二君） ほかに質疑はございませんか。

○副委員長（勝野正規君） この間の今度の訓練を見させていただいたんですけど、避難スペース、テントとかベッド、室内における区切りのスペースですね。ああいうのは多分全的にそろっていないし、例えば非接触型の熱を測るやつ、そういうのもないんで、こういうものを積極的に導入していくという計画はありますか。ぜひお願いしたいと思いますけれども。

○総務部長（田上元一君） これ、経済対策の第1弾で避難所における新型コロナウイルス感染に必要となる備品ということでお願い申し上げて、予算のほうをお認めいただいたということで、今、一生懸命調達をしているところですけども、なかなか全国的にも品薄というような状況もございますので、十分に入っていないというのもございますので、順次整備をしているというのが状況です。

それは、間違いなく43か所全てについてということで、順次進めているというところだと思いますので、9月の訓練には、ある程度こうしたものがそろった形で皆さんに試していただくようなこともできるのではないのかなというふうに思っております。以上でございます。

○委員長（大平伸二君） ほかにこの件に関して質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようですので、この件に関して終了いたしたいと思います。

ここで暫時休憩といたします。

以降の議事については委員のみで行いますので、執行部の皆さんは御退席いただいて結構です。長時間にわたり御苦労さまでした。ありがとうございました。

休憩 午前10時53分

---

再開 午前10時54分

○委員長（大平伸二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

4番目の協議事項、次期委員会への引き継ぎについてを議題といたしたいと思います。

議会基本条例第11条第4項による次期常任委員会へ引き継ぐ所管事務調査及び政策提案の内容について取りまとめを行いたいと思います。

資料12番目を御覧ください。

正・副委員長のほうで事前に作成した引継ぎ事項の案をお配りしております。こちらについて御協議を願いたいと思います。

御協議いただく前に、一度案について読み上げたいと思います。

議長 伊藤壽様、総務企画委員長 大平伸二。

総務企画委員会引継ぎ事項について（案）。

見出しのことについて、下記のとおりまとめましたので報告いたします。

1番、防災力の向上。

防災への取組について調査・研究を継続すること。特に新型コロナウイルス感染症対策で新たな避難所運営マニュアル指針が運用されることになる。この新たな運営マニュアルを行政と市民が一体的に実行していくための防災訓練の実施など、地域の防災力向上について引き続き調査・研究を進めること。

2番目、可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業について。

新型コロナウイルス感染症の影響で、今後の地域経済が厳しくなり、市の財政状況にも少なからず影響が出てくると予測される。市の単独事業である可児御嵩インターチェンジ隣接工業団地開発事業については、財政状況を注視しながら進捗状況の把握に努めること。

3. 観光振興について。

全国山城サミットや大河ドラマ「麒麟がくる」で注目される山城や明智の荘などの可児市の観光資源が、積極的な観光振興と効果的な情報発信が行われているか検証するとともに、市民の自慢と誇りづくりになるよう注視していくことという形で案を上げさせていただきました。

総務企画委員会の所感部分の防災力と観光経済のほうで3点ほど上げさせていただきました。こちらについて、皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

ほかにございませんか。

○委員（山根一男君） これでいいと思いますけど、ちょっと文言が若干気になったのが、3番目の観光振興についてですけど、中段以降、可児市の観光資源が積極的な観光振興と効果的な情報発信が、「が」が2つ重なるとちょっと読みにくいので、最初のほうは「可児市の観光資源について積極的な観光振興と効果的な情報発信が行われているかを検証するとともに」という方がすっきりするんじゃないかと、ちょっと文言の訂正だけの話ですけども、いかがでしょうか。

○委員長（大平伸二君） 文言については修正させていただきますが、ほか引継ぎ事項に必要な、これはつけ加えたほうがいいんじゃないかという事柄があれば御意見いただきたいと思いますが。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、それでは、ただいま御指摘いただいた山根委員の文言の修正をしまして、正・副委員長で取りまとめ、議長に報告の上、次期議会へ引き継ぐこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それではそのようにさせていただきます。

以上で、本日の案件は全て終了いたしました。

ほか何か御意見がございましたらお伺いいたします。

〔「なし」の声あり〕

発言もないようですので、これにて総務企画委員会を閉会いたします。大変長時間お疲れさまでした。1年間ありがとうございました。

〔「委員長、お疲れさまでした」の声あり〕

閉会 午前11時00分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年6月12日

可児市総務企画委員会委員長